

第90期 中間決算公告

平成23年12月26日

大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社 池田泉州銀行
取締役頭取兼CEO 服部盛隆

中間連結貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	109,870	預 金	4,345,438
買入金銭債権	1,073	譲渡性預金	4,500
商品有価証券	44	債券貸借取引受入担保金	185,506
金銭の信託	18,775	借 用 金	65,805
有価証券	1,201,658	外 国 為 替	439
貸 出 金	3,448,004	社 債	43,000
外国為替	6,310	そ の 他 負 債	50,830
そ の 他 資 産	55,649	賞 与 引 当 金	1,799
有形固定資産	38,196	退 職 給 付 引 当 金	4,539
無形固定資産	6,501	役員退職慰労引当金	380
繰延税金資産	40,117	睡眠預金払戻損失引当金	316
支払承諾見返	27,340	ポイント引当金	144
貸倒引当金	△46,825	統合関連損失引当金	1,418
		偶発損失引当金	483
		繰延税金負債	0
		負 の の れ ん	9
		支 払 承 諾	27,340
		負債の部合計	4,731,954
		（純資産の部）	
		資 本 金	50,710
		資 本 剰 余 金	104,361
		利 益 剰 余 金	24,789
		株 主 資 本 合 計	179,861
		その他有価証券評価差額金	△6,515
		繰延ヘッジ損益	△0
		その他の包括利益累計額合計	△6,515
		少 数 株 主 持 分	1,417
		純 資 産 の 部 合 計	174,763
資産の部合計	4,906,717	負債及び純資産の部合計	4,906,717

中間連結損益計算書 (平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		58,282
資金運用収益	36,057	
(うち貸出金利息)	(29,748)	
(うち有価証券利息配当金)	(6,218)	
役員取引等収益	8,491	
その他業務収益	8,179	
その他経常収益	5,554	
経常費用		54,156
資金調達費用	5,831	
(うち預金利息)	(4,340)	
役員取引等費用	3,174	
その他業務費用	976	
営業経費用	27,831	
その他経常費用	16,343	
経常利益		4,126
特別利益		38
株式報酬受入益	38	
特別損失		228
固定資産処分損失	103	
減損損失	124	
税金等調整前中間純利益		3,937
法人税、住民税及び事業税	597	
法人税等調整額	△916	
法人税等合計		△318
少数株主損益調整前中間純利益		4,256
少数株主利益		214
中間純利益		4,041

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 26社

主要な会社名

池田泉州リース株式会社
泉銀総合リース株式会社
池田泉州信用保証株式会社
近畿信用保証株式会社
株式会社ジェーアイ
株式会社ディーアイ
株式会社ブイアイ
株式会社泉州カード
池田泉州キャピタル株式会社
池田泉州ビジネスサービス株式会社
池田泉州オフィスサービス株式会社
池田泉州モーゲージサービス株式会社
ハイ・ブレーション株式会社
エス・アイ・ソフト株式会社
池田泉州投資顧問株式会社

平成23年5月1日に、池銀総合保証株式会社は、池田泉州信用保証株式会社に社名変更いたしました。

(連結の範囲の変更)

前連結会計年度において連結子会社であった泉銀ビジネスサービス株式会社(現商号 池田泉州ビジネスサービス株式会社)と池田ビジネスサービス株式会社は、平成23年7月1日に泉銀ビジネスサービス株式会社を存続会社として合併いたしました。

②非連結の子会社及び子法人等

会社名

Ikeda Preferred Capital Cayman Limited

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等 3社

会社名

株式会社自然総研
株式会社バンク・コンピュータ・サービス
株式会社ステーションネットワーク関西

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

Ikeda Preferred Capital Cayman Limited

④持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 11社

9月末日 15社

②連結される子会社及び子法人等のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる子会社及び子法人等については、各社の中間決算日の中間計算書類により連結しております。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

中間連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については中間連結決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、主として定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は63,040百万円であります。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異（9,894百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間において、当行の退職給付制度の改訂が行われ、平成23年10月1日に制度統合いたしました。このため、当中間連結会計期間末において、制度統合統合したものととして会計処理を行い、前払年金費用と退職給付引当金を相殺して表示しております。なお、相殺する前に比べ、前払年金費用と退職給付引当金は、それぞれ2,220百万円減少しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、ポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

11. 統合関連損失引当金の計上基準

統合関連損失引当金は、システム統合に伴い将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

12. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

13. 外貨建資産・負債の換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととしております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

また、一部の連結される子会社及び子法人等において、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）

288百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,175百万円、延滞債権額は55,547百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は21百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,610百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,354百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,884百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、21,700百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 271,567百万円

その他資産 2,961百万円

担保資産に対応する債務

預金 10,480百万円

債券貸借取引受入担保金 185,506百万円

借入金 29,549百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券77,060百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,878百万円、保証金は5,357百万円、先物取引負担金は503百万円及びデリバティブ取引担保金は500百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、609,297百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が608,965百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 41,571百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金31,500百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付無担保社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は23,491百万円であります。

14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、11.04%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益656百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,326百万円、貸出金償却3,326百万円、統合関連費用1,943百万円及び株式等償却1,650百万円を含んでおります。
3. 中間連結包括利益 10,642百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	109,870	109,870	—
(2) 買入金銭債権(*1)	1,039	1,039	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	44	44	—
(4) 金銭の信託	18,775	18,775	—
(5) 有価証券 満期保有目的の債券	48,526	49,182	655
その他有価証券	1,145,493	1,145,493	—
(6) 貸出金 貸倒引当金(*1)	3,448,004 △44,739		
	3,403,264	3,429,188	25,924
(7) 外国為替(*1)	6,304	6,310	6
資産計	4,733,319	4,759,905	26,586
(1) 預金	4,345,438	4,349,075	3,636
(2) 譲渡性預金	4,500	4,500	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	185,506	185,506	—
(4) 借入金	65,805	66,054	248
(5) 外国為替	439	439	—
(6) 社債	43,000	42,724	△275
負債計	4,644,691	4,648,300	3,609
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	180	180	—
ヘッジ会計が適用されているもの	18	18	—
デリバティブ取引計	198	198	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

ファクタリング業務に係る債権は、貸出金と同様の方法により算定しております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、貸出金と同様の方法により算定しております。

(金融資産の時価の算定)

買手と売手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債は市場価格を時価とみなすことができないことから、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価とした場合に比べ、「有価証券」並びに「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ4,128百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額については、客観的に信頼性があり独立した第三者であるブローカーから入手した価額としております。当該合理的に算定された価額は固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値に基づき算定しております。

なお、上記計算における主たる価格決定変数は、割引率については割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債、スワップションのボラティリティ期間については1カ月から10年、スワップ期間については1年から10年をそれぞれ採用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）及び輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替は、売渡外国為替及び未払外国為替であり、これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式（*1）（*2）	5,866
②組合出資金（*3）	1,479
③その他	4
合計	7,350

- （*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- （*2）当中間連結会計期間において、非上場株式について54百万円減損処理を行っております。
- （*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	48,137	48,793	655
	その他	—	—	—
	小計	48,137	48,793	655
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	389	389	△0
	その他	—	—	—
	小計	389	389	△0
合計		48,526	49,182	655

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	13,474	10,357	3,117
	債券	674,083	663,185	10,897
	国債	458,224	450,429	7,795
	地方債	58,743	58,036	707
	短期社債	—	—	—
	社債	157,114	154,719	2,395
	その他	240,034	234,986	5,048
	小計	927,592	908,529	19,063
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	株式	38,274	51,255	△12,980
	債券	73,274	73,378	△104
	国債	—	—	—
	地方債	25,641	25,648	△7
	短期社債	—	—	—
	社債	47,632	47,729	△97
	その他	106,351	118,948	△12,597
	小計	217,900	243,582	△25,682
合計		1,145,493	1,152,111	△6,618

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,595百万円（すべて株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 3,623円67銭
1株当たり中間純利益金額 96円65銭

(企業結合関係)

記載すべき重要なものはありません。

(重要な後発事象)

当行は、平成23年11月11日開催の取締役会において、劣後特約付無担保社債を発行することを決議いたしました。

発行価額	各社債の金額100円につき金100円
発行総額	5,000百万円以内 ただし、この範囲内で複数回の発行を行うことができる
償還期限	5年超10年1カ月以内
償還方法	満期一括償還 ただし、発行日から5年目の利払日以降、金融庁の承認を得たうえで、各利払日において期限前償還できるものとする また、期限前に、金融庁の承認を得たうえで、買入消却できるものとする
利率	当初5年間は固定金利とし、5年スワップレート+2.00%以下 当初5年間以降は変動金利とし、6カ月円Libor+3.50%以下
利息の支払方法	6カ月毎の後払い
発行時期	平成24年3月31日まで ただし、平成24年3月中に募集がなされた場合は発行時期に含まれる
資金使途	一般運転資金